

平成 28 年度 第 8 回江津市農業委員会総会

日時：平成 28 年 11 月 21 日(月) 午前 9 時 30 分～

場所：島根県石見地域地場産業振興センター 1 階会議室

○ 出席委員（19 名）

1 番深野政勝 3 番佐々木康規 4 番柳原良雄
5 番佐々木要 6 番原田和徳 7 番河村博幸
8 番佐々木敏行 9 番多田正哉 11 番富金原義則
12 番植田勇治 13 番山田博 14 番益田孝雄
15 番佐々木英夫 16 番二本木俊二 17 番仲津和法
18 番高畑昌吉 19 番嘉戸晋太郎 21 番流理森
22 番湯浅憲昭

○出席した事務局職員 事務局長土崎一雄 参事西谷公巳夫
係長浜松宏之

○ 午前 9 時 30 分 農業委員会総会 開議

局 長 ご案内の時間になりましたので、ただ今から平成 28 年度、第 8 回江津市農業委員会総会を開会いたします。会長に挨拶の後、議事進行をよろしくお願いたします。

会 長 おはようございます。昨日は江津市の秋祭り、産業祭がありましたけれども、農業委員会の皆様にも色々ご協力を頂きまして、大変ありがとうございました。今年は出店者数が少なかったようでございますが、天候不順な面も影響をしたのかなと思います。田んぼの方の取り入れは終わったと思いますが、また来年に向けて頑張ってくださいと思います。

それではただ今より、平成 28 年度、第 8 回江津市農業委員会総会を開会いたします。本日は崎谷委員、井上委員、田代委員から欠席の報告がありましたので、出席委員は 19 名であります。従いまして、本総会は成立しております。本日の議事は、お手元の議事日程により進行いたします。なお、発言の際には、挙手の上、指名を受けてからお願いいたします。

日程第 1、会議録署名委員の指名につきましては、私から指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会 長 異議なしと認め、私から指名させて頂きます。

6 番 原田 和徳 委員、7 番 河村 博幸 委員、を指名いたします。よろしく、
お願いいたします。

農地転用事業計画変更申請

《 嘉久志町 》

会 長 日程第 2 の承認第 1 号、「農地転用事業計画変更申請の 1」及び日程第 4 の
議案第 2 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 3」については、
関連がありますので、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 3」の審
議の際に一括議題といたしますので、よろしくお願いいたします。

農地法 第 3 条

《 川平町南川上 》

会 長 次に、日程第 3、議案第 1 号、「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請
の 1 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の佐々木
英夫委員から調査結果の報告をお願いします。事務局、説明をお願いします。

事務局 議案書は 3 ページの番号 1 です。場所の方は位置図の 1 ページになります
ので、ご覧頂ければと思います。農地の場所は、川平町南川上●●、面積は
2,530 m²となります。権利の種別は 3 条の無償移転です。譲渡人は●●●●
●。譲受人は野●●●●●譲渡人の申請理由としましては、遠隔地に居住して
いて耕作出来ない為ということでございます。譲受人は譲渡人の希望に应运
したいということでございます。受入世帯は 1 人中 1 人で、申請人は行政書
士さんです。対価は贈与でございまして、担当委員は佐々木英夫委員です。法的
要件、許可要件を照らし合わせてみましたが、特に問題はありませんでした。
以上でございます。

会 長 それでは、佐々木英夫委員、調査結果の報告をお願いします。

15 番委員 はい。それでは、ご説明をいたします。この案件については、場所は違
いますが 9 月の農業委員会総会で提案されている一連の案件であります。先程、
ご説明のように●●●●●におられ、電話で話をさせて頂きました。位置図の
方ですが、見て頂きますと県道跡市川平停車場線と書いてありますが、この上
の方が JR 三江線川平駅あるいは国道 261 号線に繋がっています。また、左

下の方へ行きますと跡市、清見、島の星の方に行く道となっております。この図面では目印が無くて分かりにくいですが、そのような位置になっておりましてJR川平駅から約1kmの上流部になります。奥谷川という川がありますが、それに沿った位置になります。場所は高地源水溪と私どもは名称を言っておりますけれども、ここの原は奥谷川に周囲を囲まれており約1ha、ほ場の枚数としましては、21枚のほ場で構成されている原になります。この水溪については、一面農事組合法人川平みどりが現在利用権設定をされて、耕作をして水稲と大豆を交互に作付けをされている位置になっております。今回もそうですし、9月の時もそうでしたけれど、●●●●が唯一の身内であるという事ですし、●●●●に譲りたいという事です。●●●●●、こちらの方に帰ることも無いし、自分の跡を継ぐ人も居ないので●●●●にと言う事です。●●●●は、ご覧のようにぐるりと奥谷川が周囲を流れており、囲まれた状態というほ場でして、再三奥谷川が氾濫をしてほ場が大きな被害を毎回受けてきている水溪であります。ほ場整備はされておられません。そのような中で、近年でも平成25年の災害で大きな被害をしておりますけれども、既に災害復旧としては完了をしております。この申請については、ご説明をしましたように担い手に作業を託しておられますが、ほ場としても問題は無いですし、●●●●●現在畑を約一反程度されていますので、特に問題は無いかと思っておりますので、よろしくご審議の程お願いいたします。以上です。

会 長 　ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、農地法第3条第1項の規定による許可申請の1については、可決されました。

《 波積町北 》

会 長 　次に、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請の2について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の柳原委員から調査

結果の報告をお願いします。事務局、説明をお願いします。

事務局 議案書は同じく3ページの番号2となります。位置図の方は2ページとなりますので、そちらをご覧ください。農地の場所は、波積町北●●で3条の有償移転です。譲渡人は●●●●です。譲受人は●●●●申請人は行政書士さん、対価は10aあたり230千円です。担当委員は柳原委員です。法的要件、許可要件に照らし合わせましたが、特に問題はありませんでした。以上でございます。

会 長 それでは、柳原委員、調査結果の報告をお願いします。

4 番委員 場所ですが、県道大田井田江津線から約800m入った所になります。ここは農用地から外れていまして、長い間耕作がされていなかった土地です。この間までずっと草が生い茂っておりましたが、現在は綺麗に草が刈ってある状態です。譲受人●●●●●。二人で草を刈って一画を畑のようなことをやりたいという事で、話を聞いております。譲渡人の●●●●●、位置図には載っていませんが、申請地から少し上の方に家がありまして、何年かに一回は帰ってきておられるようです。●●●●●もなかなかみられないので、荒れないようにはしたいという事ですし、●●●●●申請の通りで間違いは無いと言う事ですので、よろしく願いいたします。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第3条第1項の規定による許可申請の2については、可決されました。

農地法 第5条

《 二宮町神主 》

会 長 日程第4、議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の私から調査結果の報告をいたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 議案書は4ページ、番号1になります。位置図は3ページになりますので、そちらをご覧ください。農地の場所は、二宮町神主●●面積は308㎡で所有権の移転です。譲渡人は●●●●●です。譲受人は●●●●●転用目的は個人住宅を建てたいという事です。申請人は本人で、贈与でございます。担当委員は深野委員で、工期は許可のあった日から平成29年12月31日までという事です。立地基準、許可要件に照らし合わせてみましたが、特に問題はありませんでした。以上でございます。

会 長 それでは、私の方から調査結果の報告をいたします。位置図ですが、左上の方へ行きますと、国道9号線に突き当たります。キヌヤとジュンテンドーが並んでおり、二宮の青山地区になります。キヌヤの横を通っている道を200mくらい南側に進んで行きますと、道路沿い右側に申請地があります。●●●●家を建てるという事です。近隣についても、だんだん住宅が増えてきている状況の土地ですので、特に問題はありません。以上でありますので、よろしくご審議の程お願いいたします。

ただ今、説明及び調査結果の報告をいたしました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の1については、可決されました。

《 波積町北 》

会 長 議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請の2について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の柳原委員から調査結果の報告をお願いします。事務局、説明をお願いします。

事務局 議案書は4ページ、番号2になります。位置図は2ページの方をご覧くださいと思います。農地の場所は、波積町北●●なっております。面積は996㎡で所有権の移転です。譲渡人は●●●●●、譲受人は●●●●●、転用目的は太陽光発電施設設置という事で、申請地を取得して太陽光発電施設を設置したい

という事です。申請人は行政書士さん、対価は●●●●。担当委員は柳原委員です。工期は許可のあった日から平成29年7月31日です。立地基準、一般許可基準に照らし合わせてみましたが、特に問題はありませんでした。以上でございます。

会 長 それでは、柳原委員、調査結果の報告をお願いします。

4番委員 位置としましては、先程の3条と同じ所です。●●●●●、この方はここへ太陽光発電を設置したいという事で、都治町の方でも太陽光を大々的にしておられる方です。●●●●●太陽光発電施設を設置したいという事でした。よろしくお願ひいたします。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

18番委員 これは農用地外の設置ですが、農業振興地域との関連はどうなりますか。

4番委員 農用地区域には入っていません。ここの道路が通っている下は入っているのですが、ここの所だけ入っていません。

18番委員 この地区は対象になっていないということですか。それで、農業振興地域というのは基盤整理とかに関わらず、その地域は振興するという場合を指すと、その点はどうですか。農業振興地域の解釈については。

事務局 この土地につきましては、農用地区域の圃場整備ではなく、農用地区域ではありません。農業振興地域ですが、江津市で言いますと都市計画等を除いて大半は農業振興地域で農業を振興させる地域で間違いではありません。ただ、この土地につきましては、振興地域の中でも農用地区域がありますが、その農用地区域には入っていないということです。

18番委員 振興地域にあって、農用地地区外ということですか。

事務局 振興地域内であるけれど、農用地区域では無いという事です。

会 長 農林課の方ではそういう所にどんどん建っていくというのはどうですか。

事務局長 今言われたように、農業振興地域、市内の山林等を除いて全部農業振興地域で、荒廃農地とか出ているのですが、農林水産課としても守らないといけないのは農用地域の土地は必ず守らないといけないと思っております。農用地ですら守りきれない所もありますので、農用地については守りたい。それから、農振地域については守れる所は守らないといけないですが、なかなか難しいのが

現状ではあります。

会 長 農林水産課の方ではそのような回答ですので、ご理解の程よろしくお願いたします。

9番委員 この後が山のようになっていて、これから先、耕作放棄地とかどんどん出てくるでしょうから、そうした場合の対応の仕方というのが今後の問題になるのではないかと思います。

9番委員 一つ確認ですが、先程の3条は、農業経営拡大の為という事が出ていますけれども、今回は太陽光発電の設置という事になっていますが、一括で一面を合わせて太陽光発電をやられるという事では無いという訳ですね。

4番委員 はい、これは分筆して●●●●●です。

9番委員 畑として使われるという事ですね。わかりました。

9番委員 ●●●●●がすぐ上にありまして、その下になりますね。ほぼ南に向いた斜面ですが。●●●●●景観に関して同意されているのですか。

4番委員 ●●●●●は既に空き家でして、誰もおられません。

9番委員 そうですか。下の道路から見れば、しっかり見えると思います。私も都治の方で農地の中に太陽光発電の施設をよく見ますけれども、屋根の上にも設置をされていて、景観としては良い物には見えませんと思っています。私自身も、しようと思ったら子供達に景観が良くないと反対されて、それなら荒らしておくのかと言えば、まだ荒らしておいた方が良いと言われ、この太陽光が不評です。近所とのトラブルを起ささないようにするなら、その辺も配慮するべきではないかと思います。これは道路から丸見えですから、良い物ではないと思います。

会 長 他に、ご質問等はありませんか。

22番委員 事務局にお聞きしたいのですが、今の話を聞くと農振地域であって農用地区域でなければ、太陽光は良いと言う話でしたが。

事務局長 いえ、太陽光が良いと言う話ではなく、農振地域の中で農地を守ると言う観点の中では、農振地域を全て守ると言う事は不可能ですので、市としては農用地を中心に守っていかないといけないと立場にあるという事です。

22番委員 農用地にこういった施設を作る場合、農用地区域から外さなければいけない手続きをしないといけないのですか。

事務局 そうです。外さないと出来ません。

22 番委員 ある地域ではその話が進んでいるらしいと言う電話をもらいましたので、
する前に農用地から抜かないといけないという事ですね。

事務局 農用地区域の中で転用するという話であれば、農林課の方でその場所が農用
地区域に入っていれば駄目ですよ。もし、どうしても転用したいのであれば、
除外の申請手続きをして段取りを組んで下さいという話になると思います。

9 番委員 農用地区域に入っていなければ、農振地域であっても良いという事ですね。

事務局長 農振地域でも農地転用となれば当然、農業委員会に出さないといけません。

9 番委員 もちろん審議にかけないといけません、区域から除外する手続きは、必要
ないという事ですよ。

事務局長 そうです。農用地区域なのかどうか問題です。農用地区域には宅地も入っ
ていますので地目変更となります。ただ、規模が大きくなると別の協議が必要
になります。

会 長 他に、ご質問はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決する
ことに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の
2 については、可決されました。

《 嘉久志町 》

会 長 先ほど、一括議題といたしました、日程第 2、承認第 1 号、「農地転用事業
計画変更申請の 1 について」及び議案第 2 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定に
よる許可申請の 3 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当
委員の原田委員から調査結果の報告をお願いします。事務局、説明をお願いし
ます。

事務局 議案書は 2 ページと 4 ページの番号 3 になります。場所の方は 4 ページに
なります。議案書の 2 ページの承認案件ですが、事業計画変更ということで、
次の 5 条に併せての申請となります。場所は嘉久志町●●。面積が 196 m²で
権利は所有権の移転です。譲渡人は●●●●●。譲受人は●●●●●転用目的
は個人住宅という事です。転用目的でございますが、譲受人は申請地に居宅を

建築し、転居するべく申請地を転用、取得するものであるという事です。申請人は行政書士さんです。事業の変更という事で、転用事業者は帰省する予定で個人住宅を建てる計画であったが、仕事の都合上帰省できないことになった為に、変更するという事です。この転用事業主●●●●●に変わるという事で、●●●●●が転用する予定でしたが、●●●●●計画変更でございます。

会 長 事務局に確認をしたいのですが、2ページの譲渡人と譲受人の名称についてと5条の3番についても譲渡人と譲受人の名前が同じなのですが、一つ一つ説明をお願い出来ますか。

事務局 本来、●●●●●が個人住宅を建てるという事で、転用許可を得ておられていましたが、●●●●●へ転用計画を承継するという事になりまして、そうすると計画変更申請を出して頂かないといけません。その計画変更申請を出された上で、●●●●●5条申請を出して頂かないといけませんので、二つ出して頂くようになります。

会 長 最初が事業計画変更申請になりまして、そのあとが5条申請になるという事です。

9 番委員 2ページの案件では、まだ●●●●●は計画段階で取得していないのだから、譲渡人という表記は違うのでは。以前の農業委員会で許可になったけれども実際に登記手続きはしていないという意味だと思いますが、登記手続きしてという事になると色々と税法上とか登記手続き上とか面倒だからこういう事をしているのでしょうか。でも、譲渡人にはなれないと思いますが。

事務局 ●●●●●は平成16年4月20日に農地法5条の許可を得られましたが、個人住宅建築の計画が出来なくなりまして、どうしようかと思っていたら●●●●●さんが自分が譲り受けて個人住宅を建てるという事になりまして、転用したいという申請でございます。

9 番委員 ●●●●●の職業は何ですか。

事務局 ●●●●●です。

12 番委員 まだ、理解が出来ないです。2ページの説明で、転用事業者は帰省する予定でと書いてありますが、この転用事業者はどなたですか。

事務局 ●●●●●です。●●●●●が平成16年に個人住宅を建てる為に別の人から5条の転用許可を得ておられました。しかし、自分が家を建てることができ

なくなったので、変更したいということが一つ。それに併せて5条の許可を取らないといけませんので、この5条の転用許可申請ということで4ページに繋がるということです。

9番委員 その場合の譲渡人は●●●●ですか。それとも、もう一つ前の別の人なのですか。登記が済んでいないから計画変更が出ているのでしょうか。

事務局 登記名は変わっていますが、地目は農地のままで、宅地にはなっていません。

9番委員 地目を宅地に変えるためですか。

12番委員 そうすると、2ページの資料の作り方はおかしいと思います。譲受人を出す必要はないのでは。●●●●●が事業変更を出したという書類にしてもらって、それと関連する4ページの資料の通り、更に5条申請が出ているという資料にする方が良いのではないのでしょうか。2ページの資料は備考欄に色々と理由が書いてありますが、極端に言えば辞めますよということが分かれば良いのでは。

参事 それは、やはり継承をしないといけない。●●●●に対して許可が下りていますから、その継承は誰々にしないといけないと。たまたま今回この関係で変更と5条の許可申請が同時に出たので、このような状態になっている。

9番委員 地目変更をしていけば、農業委員会にかける必要はなかった。地目変更が出来ていなかったから、要するに登記所にこれが必要という訳ですね。

参事 そうです、所有権移転だけは出来ていますが、地目変更が出来ていないという事です。

会長 それでは、原田委員、調査結果の報告をお願いします。

6番委員 それでは、場所の説明をさせていただきます。位置図の4ページをご覧ください。右上から真ん中下に走っているのが9号線です。右上から9号線を下りてくると、井廻医院が見えます。江津方面から行きますと、その先にくすりのファミリアがありますが、この角を右折しましてその先を左折してくると曲がった形になります。周りは宅地で家が建っている様な状況です。周辺には南側に農地があって畑を作っている所がありますが、これは本人さんの許可を貰っているそうですので、特に問題は無いと思います。よろしく願いいたします。以上です。

会長 ただ今、事務局の説明もありましたし、原田委員からの調査結果の報告があ

りましたが、この件について、何かほかにご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、承認第 1 号、「農地転用事業計画変更申請の 1」及び議案第 2 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 3 については、可決されました。

《 都野津町 》

会 長 議案第 2 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 4 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の仲津委員から調査結果の報告をお願いします。事務局、説明をお願いします。

事務局 議案書は 5 ページ、位置図も 5 ページになりますので、そちらをご覧ください。農地の場所は都野津町●●です。面積は 353 m²ございます。所有権の移転です。譲渡人は●●●●です。譲受人は●●●●です。転用目的は個人住宅を建てたいという事です。申請人は行政書士さんで、対価は●●●●です。担当委員は仲津委員で、工期は許可のあった日から平成 29 年 6 月末日までということです。立地基準、一般許可基準と照らし合わせて見ましたが、特に問題はありませんでした。以上でございます。

会 長 それでは、仲津委員、調査結果の報告をお願いします。

17 番委員 位置図の 5 ページをご覧ください。左上から右下に向いて県道皆井田江津線が跡市方面へ走っています。都野津西交差点から跡市方面へ約 400m 行きますと、都野津と二宮のボタン信号の交差点があります。これを江津方面へ曲がりまして、50m ほど行きますと小さな交差点がありまして、そこを左折しますと現地があります。その先はのぞみ保育園となっております。周りはほとんど家が建っておりまして、今回個人住宅として申請が出ております。行政書士さんから申請がありましたが、現場には●●●●の売り地の看板が立っておりまして、夏頃までは草が背丈くらいありましたが、今は綺麗に草を刈られてすぐにでも工事をしたいという状況であります。ご審議の程、よろしく願いいたします。

会 長 　ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の4については、可決されました。

《 二宮町神主 》

会 長 　議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請の5について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の私から調査結果の報告をいたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 　議案書は同じく5ページ、番号5になります。位置図の方は6ページをご覧ください。農地の場所は二宮町神主●●です。面積は61㎡で所有権の移転です。譲渡人は●●●●です。譲受人は●●●●です。転用目的は植林をして利用したいという事です。申請人は行政書士さんで、対価は●●●●。担当委員は深野委員で、工期は許可のあった日から平成29年3月末日までにしたいという事です。立地基準、一般許可基準と照らし合わせて見ましたが、特に問題はありませんでした。以上でございます。

会 長 　それでは、調査結果の報告をいたします。こちらは、二宮町の飯田と言われる地域です。左から右に江津道路が走っていますが、少し左側に行きますと江津西インターがあります。那賀東部広域農道というのが二宮町コミュニティーセンターから有福の方へ上から下へ走っております。その途中から左折しまして、丸池横断橋を渡りますと斜線の現地へ行きます。実家に帰ることは無いという事ですので、あまり広くない土地ですが譲るという事です。周りは畑と山林と隣接している様な場所でありまして、特に問題は無いと思います。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

　ただ今、説明及び調査結果の報告をいたしましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。

19番委員 　これは畑ですが、植林をしたら山林に地目を変更しなければいけないので

は。

会 長 5条になる訳ですから、申請が終われば農業委員会の役割は終わりです。

事務局 そうですね、あとはされる方の問題ですね。

19番委員 今度は譲り受けた者が畑から山林に変えるという事ですね。変えなければ、農地としてそのまま生きているという事ですね。

事務局 そうです。

会 長 申請があって許可が下りたら、地元の農業委員や事務局が見に行った時に、山林になっていれば畑を山林にという申請が必要になるのではないかと思います。

事務局 許可が出て、そういう状況が完了すれば進捗なり完了報告を、写真を付けて出して頂いていますので、それから地目を変えられるのではないかと思います。

会 長 他に、ご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の5については、可決されました。

非農地証明願

《 嘉久志町 》

会 長 日程第5、議案第3号、「非農地証明の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の原田委員及び隣接委員の仲津委員及び佐々木英夫委員から調査結果の報告をお願いします。事務局、説明をお願いします。

事務局 議案書は6ページをご覧ください。位置図の方は7ページになります。それから写真も付けておりますので、そちらもご覧頂ければと思います。場所は嘉久志町●●で現況は雑種地ということです。●●●●で非農地の証明をして欲しいという事です。所有者は●●●●の方です。非農地の事由としましては、買収地は昭和54年に分筆登記し、県道江津インター線用地として利用されております。残された申請地は面積がわずかである事、及び周辺の利用状況から見て農地としての利用は困難であるという事です。申請人は行政書士さん、担

当委員は原田委員で、隣接委員は仲津委員と佐々木英夫委員です。以上でございます。

会 長 それでは、担当委員及び隣接委員から調査結果の報告をお願いします。先に原田委員からお願いします。

6 番委員 三人の日時が合わなくて、個人個人で確認させて頂きました。場所は位置図の7ページになります。見たらすぐお分かりになると思いますが、●●●●が出来ておりまして、その向いになります。丁度、9号線から江津バイパスへ入る角地になりまして、小さく斜線が入っている所です。写真が出ておりますが、見て頂くと分かるように農地としてはとても見えない状況でした。特に問題はないかと思しますので、よろしく願いいたします。以上です。

会 長 それでは、仲津委員よろしくをお願いします。

17 番委員 写真でご覧の通りですが、以前ここには●●●●というタイヤ交換や販売等をされている店がありましたが、現在は壊されて砂利地になっている所です。残っている所が一点あるという事ですが、今はアスファルトで覆われておりますが、この所有者は砂利地になった建物と一緒に所有者なのですかね。事務局にお聞きしたいのですが、たった1.6㎡だけ●●●●の所有で、隣接の土地と一緒に持つておられるという事はないのでしょうか。それは関係ないでしょうか。

事務局 周りの土地につきましては、向いにある●●●●が駐車場として買っておられて、その残っていた部分ではないかと思えます。●●●●が隣を宅地として持つておられますので。

会 長 そのような事だそうですね。次に佐々木英夫委員、お願いします。

15 番委員 私は、毎日ここを通っている所ですが、皆さんも頻繁に通っておられると思います。普段こうして農地がある様な気持ちで見たことは無く、資料を頂いてから見て来たわけですがけれども、ご覧の通りやはり農地という感覚はありません。よろしく願いいたします。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決する

ことに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、非農地証明の 1 については、証明することに決しました。

農用地利用集積計画

会 長 日程第 6、意見第 1 号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 今日、お配りいたしました農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認についてをご覧頂きたいと思います。まず、1 ページになります。今回出ておりますのは、敬川町の田んぼが 3 筆で 2,393 m²。いずれも新規という事で計画が出ております。次の 2 ページをご覧頂きますと 3 筆の詳細になります。敬川町 301 番 3、325 番 1、363 番 1 の 3 筆で、登記簿現況ともに田となっております。●●●●の 3 筆の土地を、いずれも●●●●さん、●●●●の方が苔栽培という事で 5 年間、3 千円の賃貸借で計画が出ております。以上です。

会 長 ただ今、事務局より説明がありましたが、この計画を定めることについて、江津市より農業委員会の意見を求められているものであります。この件について、何かご質問等はありませんか。

12 番委員 農振区分の中で先程も話が出ています、下の 2 と 3 は農用地内という事ですが、位置図的に示されていないので分からないのですが。場所はどこになるのか具体的に教えて頂けないでしょうか。

事務局長 場所の方は、敬川の●●●●老人ホームと言いますか、高齢者住宅がありまして、高速に上がる手前の所です。そこの道の川側の田んぼになります。川と県道の間です。

会 長 県道から西に行きますと田んぼか畑がありまして、それから川になっている所ですね。

事務局長 そうですね。

会 長 大体その辺りという事です。

12 番委員 わかりました。参考までにもう一点。私も認識不足で大変申し訳ないですが、苔の栽培というのは農業になるのですか。

事務局長 農業になります。苅は江津市の特産品で産物の中でも転作として、作物として位置付けをきちんとされています。

12 番委員 わかりました。ありがとうございます。

会 長 他に、ご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。この件について、承認される方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、意見第 1 号については、承認されましたので、江津市に「異議なし」と回答いたします。

その他

会 長 日程第 7、その他について、事務局ありますか。

事務局 はい。お手元に資料 1 と資料 2 をお配りしておりますので、そちらをご覧頂ければと思います。資料 1 は農業法人育成研修会の案内でございます。12 月 5 日の月曜日に、出雲市のラピタウェディングパレス鳳凰の間で行われます。主催は島根県農業会議でございます。講演の演題としましては、農業法人農事組合法人の税務上の留意点について、税理士の方が説明をされます。出席される場合の締め切りが今月 30 日までですので、出席される場合にはご連絡を下さい。よろしくをお願いいたします。

[閉会 午前 11 時 15 分]

以上議事の顛末を記載し、これに間違いのないことを認証するために署名する。

会 長

署名委員

署名委員